

令和4年第2回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和4年2月22日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男  
教育委員 櫻井 由子  
教育委員 猪瀬 哲哉  
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 田中 英樹  
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志  
学務課長 直井 徹  
保健給食課長 大野 篤彦  
指導課長 大越 茂  
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰  
子ども青少年課長 香取 美弥  
生涯学習課長 染谷 和之  
スポーツ振興課長 豊島 寿  
図書館課長 長塚 逸人  
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友  
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子  
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 題  
報告第5号 取手市教育委員会職員の人事異動について（非公開）  
議案第2号 取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について  
議案第3号 取手市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出要綱について  
議案第4号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について  
協議1 取手市子ども読書活動推進計画第3次（案）のパブリックコメントに対する回答及び計画案の修正について  
議案第5号 取手市子ども読書活動推進計画第3次について

- 報告第6号 令和4年第1回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和3年度取手市一般会計補正予算（第17号）所管事項の同意について）
- 報告第7号 令和4年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）
- 報告第8号 令和4年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）
- 報告第9号 令和4年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和3年度取手市一般会計補正予算（第18号）所管事項の同意について）
- 報告第10号 令和4年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和4年度取手市一般会計当初予算（教育費）所管事項の同意について）
- 報告2 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

## 8. その他

- (1) 令和4年第1回取手市議会臨時会について
- (2) 3月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

## 9. 発言の記録

午前9時30分開会

### ○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。

令和4年第2回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、教育長報告をさせていただきます。5点ほど報告をさせていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症の関係です。学校における状況ということで、感染の急拡大・再拡大に伴いまして、令和4年1月27日から3月6日まで、取手市を含む茨城県全域に国のまん延防止等重点措置が適用されているところでございます。その中で2月20日までは、茨城県の要請によりまして、取手市内においても小学校でのリモート学習指導の実施、学校部活動の原則禁止などの対応をとって

まいりました。なお、1月1日から2月18日まで、市内の小中学校に在籍する児童生徒等の新型コロナウイルスへの感染が327名確認され、必要に応じて学級閉鎖、学年閉鎖及び学校全体の臨時休業の対応を行ってきたところでございます。学級閉鎖等の対応につきましては、国、県の指針が変更されたことに伴いまして、2月5日から2月22日まで学校の集団PCR検査を行えない状況等にあることを踏まえまして、新たな指針に基づいて対応を行っているところでございます。また、昨日、定例記者会見の中で、5歳から11歳にかけてのワクチン接種の案内がなされましたので、参考までに委員にお配りをしてございます。

続いて2点目、第68回文化財防火デーの開催ということで、これは国の文化財の防火データにちなんだ開催ということですので。今年度は1月24日に、第68回文化財防火デーを開催いたしまして、今年度につきましては、市指定有形文化財の八坂神社本殿・拝殿を対象に訓練を実施したところでございます。当日は、神社の関係者、氏子、消防本部、消防団、教育委員会など、新型コロナウイルス感染症対策として関係者のみの出席ということで39名が参加したところでございます。訓練の内容につきましては、宮司さんによる火災の発見と、神社関係者の避難誘導、水消火器を使っての初期消火訓練、宮司によります消防署への通報訓練、吉田消防署と地元消防団による出動訓練と放水訓練を実施したところでございます。

続いて3点目、取手音楽の日ジャズフェスティバルの実施報告ということでございます。第11回取手ジャズフェスティバルが令和4年2月12日から13日、2日間にかけて行われました。市民会館での開催でございます。大ホールではプロの4組による公演のほか、本年度結成されました取手市民によるビッグバンドの演奏がなされたところです。ロビーでは、アマチュア7組による公演が盛況に行われまして、2日間合わせて1,165名の方に御来場いただきました。

続いて4点目でございます。令和3年度第30回取手市長賞美術部門の作品が決定したという御案内でございます。今年度につきましては、70回の東京芸術大学の卒業・修了作品展による優秀作品の中から2点が選定されたところでございます。今年度につきましては、日本画「そこにいる。」と、工芸——漆芸のほうですけれども「skin ship (スキんシップ)」この2つの作品が選定されたところでございます。写真では若干状態が分かりづらいんですけれども、実際4月に入りまして22日から27日までアートギャラリーで展示されますので、そちらのほうでよく確認できるかと思っております。いずれにしても技巧的なものとか、材料の作品への使い方ということで意欲的な作品ということで、大学のほうから推薦があったものでございます。

5点目、少年の主張大会の中止ということで、毎年、市民会館ないしはウェルネスプラザで実施したところでございますけれども、2月5日に開催予定ではございましたが、少年の主張大会は新型コロナウイルス感染症が再拡大したことに伴いまして、やむを得ず中止ということになりました。ただ、子どもたちが自分たちの主張をしっかりと作品でございますので、オンライン大会を開催ということで予定しているところでございます。その内容については市ホームページに掲載する予定になってございます。市立中学校と、あと聖徳大学の女子中学校のほうでも参加していただきまして、後ほど視聴できるようにしていきたいと思っております。

以上が私からの報告となります。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせをいたします。この後議題となります報告第5号について

は、職員の人事に関する報告案件で、個人のプライバシーに関わる内容を扱うことが想定されます。したがって、議事を非公開とすることを発議したいと思いません。

お諮りいたします。報告第5号の議事については、地方教育行政の組織運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議ございませんので、報告第5号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

傍聴の方が退席されましたので会議を続行いたします。

報告第5号、取手市教育委員会職員の人事異動についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第5号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

議案第2号、取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を大野保健給食課長お願いいたします。

○保健給食課長（大野篤彦）

それでは、議案第2号、取手市立学校等給食費徴収規則の一部を改正する規則について御説明いたします。提案理由は、新型コロナウイルスのまん延に伴い、学校等給食の実施回数が減ることから、令和4年1月分から3月分までの学校等給食費を一部減免するため本規則を改正するものです。

次のページに、今回改正する規則を記載しております。令和4年1月以降、全国各地で新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、爆発的な感染の広がりを見せております。今回の改正規則につきましては、その影響を受けて、取手市の多くの学校でも学級閉鎖や臨時休業の措置をとらざるを得なくなった状況となっております。このような状況の中で、本来、当初予定していた給食の提供日も学級閉鎖等や、本人、同居家族の感染の影響による出席停止など、給食の提供をストップせざるを得ない日が続いておるような現状がございます。給食が提供できる日に関しても、学校ごと、その学校の学年、学級、また個人単位でも日数のばらつきが目立つ状況でございます。

先ほどの勉強会でもお話しさせていただきましたけれども、給食費につきましては、原則、減額しないことがそもそも前提となっております。また、長期休業などの理由による欠食についても、欠食届の提出を求めているところでございます。免除に関しましても、就学援助申請を認定された家庭に対しての対応となってきます。それ以外で、コロナの影響で給食の提供を受けられなかった日を考慮いたしま

して、その実情に即するよう児童が支払う学校等給食費の額の減額について、今回、規則の改正を実施したいと考えております。

主な改正点につきましては3つございます。当初、学校給食の提供を予定していた人、実際に学校給食の提供を受けた日数と差を考慮し、コロナの影響による欠食があった日に応じて給食費の額を算定すること。2点目としては、コロナの影響による欠食に該当する事由。3点目に、給食費の納入期限の変更。こちらについて別途定めたいと考えております。

具体的には、給食費の額についてになりますけれども、給食の提供を受けた日が一月当たり10日以上であった場合は、給食費の月額から、当初予定していた日数がコロナの影響により欠食した日があった場合、その日数に日割り額を掛けた額を月額給食費から差し引いた額とします。また、当初の予定日数から、コロナの影響で欠食をした日数を差し引いて、一月当たり10日未満となった場合には、その日数に日割り額を掛けた額を給食費として徴収する旨を定めるものといたします。

次に、コロナの影響による欠食として取り扱う事由といたしましては、学校等の臨時休業によるもの、教育委員会が特に定めたものとして定めたいと考えております。特に認めたものの例といたしましては、本人、同居家族が陽性者になった場合、本人、同居家族が濃厚接触者の指定を受けた場合、本人、同居家族がPCR検査等を受験し結果が判明するまで、こちらを欠食の事由として取り扱うものと考えております。

最後に、給食費の納期限につきましては、欠食を考慮した給食費の算定に時間を要することや、事務も煩雑になることから、給食費算定の間違い防止、事務負担の軽減も配慮しまして、1月から3月分の3か月分を同年に限り3月29日に納入期限を変更して、まとめて振替を行うものとして定めたいと考えております。

本規則は、同年1月1日以降に実施する学校等給食に適用をしたいと考えております。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

櫻井委員。

#### ○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。議案第2号参考資料の①学校給食費等の減免措置がとられる条件として、本人又は家族が新型コロナウイルス陽性者以降4点ありますけれども、学校が始まりましたが、御家庭あるいはお子さんの中には、学校に出すことによって新型コロナウイルスの感染が怖いということでお休みされている御家庭もあるかと思えます。そのような御家庭に関しては、どのようなになるのでしょうか。やはり欠食届を出すという形になるのでしょうか。

#### ○教育長（伊藤 哲）

大野課長。

#### ○保健給食課長（大野篤彦）

それではお答えいたします。コロナの欠食事由の中では該当にはならないんですけども、感染不安ということで長期継続的に学校をお休みするといった場合には、欠食届を提出していただくようお願いをしているところです。遡りで、感染不安ということで欠席があるようであれば、その時点での欠食届を遡っての対応と

いうことで考えております。以上です。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

今の質問と関連するんですけど、とても温かい感じの対応をしてくださっているなと感じました。すごく煩雑になるような感じになるので、委員会関係のほうでもその辺を考えて3月29日というふうにされたと思うので、これは私も賛成です。ぜひ、そのような対応で進めていただきたいというふうに思います。いろいろな意味で、また質問なんかも出てくるとは思うんですが、ぜひ丁寧に対応していただくことを期待したいと思います。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。そのほかございますか。

付則の形で、規定自体はちょっと細かいんですけど、内容的には課長が説明したとおりになっています。全体的によろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第3号、取手市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を直井学務課長お願いいたします。

○学務課長（直井 徹）

議案第3号、取手市家庭学習用モバイルWi-Fiルーター貸出要綱について、御説明させていただきます。提案理由としましては、取手市立小中学校に在籍する児童生徒の家庭におけるICTを活用した学習環境整備の促進を図ることを目的とし、インターネット環境がない家庭へモバイルWi-Fiルーターの貸出しを実施するため、本要綱を制定するものです。12月の補正予算により購入いたしましたモバイルWi-Fiルーター200台が納品になりましたことから、本要綱を制定し、モバイルWi-Fiルーターの貸出しを行います。

条文の説明をさせていただきます。御手元の議案書1枚めくっていただきまして、1ページをお願いします。1ページ、第4条で、貸出し台数を1人1台以内と定めておりますが、こちら兄弟姉妹がいる場合、1人につき1台の貸出し、もしくは世帯で1台の貸出し、どちらも選んでいただけるように規定しております。第6条第3項におきましては、優先して貸し出すものということで定めておりますが、

現在のところ台数に余裕がありますので、希望者全てに貸出しをできるものと考えております。

続きまして議案書2ページ、第8条です。こちら貸出し期間を定めております。貸出し期間は、年度末までとしておりますが、取消しの申出がない場合、最長で中学校の卒業まで継続して御利用いただけます。続きまして第9条で、ルーターの貸出しは無償で行うこと。そして使用料等は、保護者負担となることを規定しております。

続きまして議案書3ページのほうを御覧ください。こちらの付則についてです。本要綱は、令和4年2月23日から施行、1月25日に遡及して適用してまいります。Wi-Fiルーターが1月中に納品されておりましたので、2月1日からの小学校のオンライン学習に向けて、要綱制定前でしたが、本要綱の規定に沿った形で貸出しを開始させていただきました。これまで12件申請を受けまして、貸出しの決定をしております。

続きまして、最後6ページの参考資料を御覧ください。今回貸し出すWi-Fiルーターを実際に御利用いただく手順について、少し御紹介させていただきます。貸出しの手続決定後、利用者はスマートフォン等で通信業者と契約を交わしていただきます。それが終了次第、業者のほうからWi-Fiルーターが自宅に送られてきます。あとは通常、タブレットとの接続設定を行うと、もう通信が可能となるという、できるだけシンプルになるように進めております。通信料金は1か月消費税込みで3,850円。月に300ギガまで御利用いただけます。この300ギガありますと、1か月全てオンライン授業をやったとしても十分に対応できる容量であると考えております。本要綱についての説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上になります。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

これ、モバイルルーター、モバイルのWi-Fiルーターということで間違いはないでしょうか。

○学務課長（直井 徹）

はい、可搬式のモバイルWi-Fiルーターで間違いありません。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。そうすると、この要綱にもオンライン学習以外には使わないようにというようなことは載っていますけれど、ちょっと持っていつてしまうのではないかなというのもあるんですけど、その辺は各学校で御指導いただいてということかなと思います。よろしく願いします。

○学務課長（直井 徹）

そこは正直、危惧される場所ではございますが、私どもも人間の良心に期待いたしまして、最悪、実際にオンライン使うときに容量なかったということがないように、契約というか申込みの際には御本人様には必ず説明しております。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。1つだけ確認。以前に聞いたかもしれないですけど、ルーターの貸出しは無料で、ルーターの使用に係る契約は保護者負担ということで、この保護者負担に関して要保護家庭とか、そういうところの支援というのはあるんですけど。以前聞いたかもしれませんが、すいません。

**○学務課長（直井 徹）**

はい、そちらの支援につきましては今のところ全てありません。全ての世帯に3,850円の御負担をいただいている形になっています。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第4号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

**○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）**

それでは議案第4号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明いたします。提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施しましたので、別紙のとおり結果報告書を作成いたしました。点検及び評価の内容を議会への提出や市民に公表することで、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくという趣旨から提出するものでございます。

点検評価の対象の施策は、平成29年3月に作成しました教育振興基本計画で定めた20の重点施策を対象としました。また、本年度の事務点検評価については、令和2年度が前教育振興計画の最終年度に当たることから、令和2年度に実施した重点施策の内容、成果、今後の方向性、課題や改善策についての点検評価に加えまして、計画期間全体を総括した点検評価を行いました。

評価の進め方ですが、まず、施策の担当課において、各施策についての自己評価を行いました。次に、学識経験者である点検評価委員が、学校教育分野と社会教育分野に分かれ、分野ごとに2回、計4回の点検評価ヒアリングを開催しております。点検評価ヒアリングでは、点検評価シートをもとに、担当課より施策の説明を行い、点検評価委員の皆様から、多くの御意見や御質問をいただきました。その後、点検評価委員からいただいた御意見をまとめ、点検評価シートに反映しております。教育委員会におきましては、点検評価シートをもとに各施策についての質疑応答を行い、教育委員の皆様から各分野ごとにいただいた評価をまとめ、教育委員

会委員の意見として、こちらの報告書に掲載しております。26 ページから 30 ページに学校教育分野、54 ページから 56 ページに社会教育分野を掲載しております。

今回の評価を通じていただきました点検評価委員及び教育委員会委員の御意見については、今後の教育行政に活かしてまいります。ありがとうございました。説明は以上となります。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

26 ページ以降に教育委員さんからの御意見を掲載しているところですが、改めてこの場でお話とかあれば、学校教育分野、社会教育分野、それぞれありますけれどお話をしていただければありがたいと思います。

この記載のところで教育委員さんの御意見も含まれているというふうに理解してよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、議案第 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

続いて協議 1、取手市子ども読書活動推進計画第 3 次（案）のパブリックコメントに対する回答及び計画案の修正について、議案第 5 号、取手市子ども読書活動推進計画第 3 次について、以上の 2 件は関連した内容のため一括して議題といたします。

本件について、続けて説明を求めます。長塚図書館課長お願いいたします。

**○図書館課長（長塚逸人）**

それでは、協議 1、取手市子ども読書活動推進計画第 3 次（案）パブリックコメントに対する回答及び計画案の修正について、議案第 5 号、取手市子ども読書活動推進計画第 3 次についてをあわせて御説明させていただきます。

協議 1 につきましては、取手市子ども読書活動推進計画第 3 次（案）のパブリックコメントに対する回答及び計画案の修正について、協議するものでございます。

議案第 5 号の提案理由につきましては、取手市の全ての子どもたちが主体的に読書に親しむ環境と機会を得ることができるように取り組むべき施策を計画的に推進していくため、新たに令和 4 年度から令和 8 年度までを計画期間とする取手市子ども読書活動推進計画第 3 次を子ども読書活動の推進に関する法律第 9 条第 2 項の規定により策定するものでございます。

令和 3 年 12 月 15 日（水曜日）から令和 4 年 1 月 15 日（土曜日）までの期間に実施いたしました、子ども読書活動推進計画第 3 次（案）のパブリックコメントでは、2 人の市民の方から 4 件の御意見をいただきました。資料の書式 6、提出された意見と市の考え方を御覧ください。パブリックコメントへの意見の反映について

ですが、計画に反映させたもの、Aが1件。意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの、Bが2件。その他（感想・賛否のみなど）、Eが1件となっております。

この中で、パブリックコメントでいただいた意見を反映したものについて、御説明させていただきます。いただいた御意見は「授業における図書館の利用は国語だけには限らない。学校司書―教師―市立図書館が連携することで、より幅広い図書館の利用が生まれる。学校司書は教師と授業への図書・資料の利用についても相談しあえるようにするべきだと思う。」というものです。これに対し、市の考え方としまして「これまでも各学校において、日々の読書指導や各教科等において学校図書館を活用した学習活動を行っておりましたが、より一層、市立図書館と教員や学校司書との連携を強化してまいります。」と回答させていただきます。計画書の中では、授業における読書活動の充実のところで反映させていただき、記載の修正後の表現に変えております。

今回の計画策定に当たりましては、パブリックコメントの御意見や、教育委員会の会議で協議を行ったほか、校長会や学校諸研修会において御意見をいただき、計画に反映しております。

次に、資料の子ども読書活動推進計画第3次（案）修正箇所を御覧ください。

(29)「朝の読書」の推進につきましては、「自主的・自発的な読書活動の促進」に修正させていただきました。これまでは、授業前に心を落ち着かせるために読書の時間が設けられていましたが、コロナ禍で学校行事の減少や主要科目の授業数の確保などから、朝の読書の時間を確保することが困難になっております。このような背景から、朝の時間帯に限らず、業間休みや昼休みなどを利用して「自主的・自発的な読書活動の促進」に変更させていただきました。また、事業ナンバー32、学校図書館の蔵書の更新と充実のところでは、文言の見直し、修正を行っております。また、事業ナンバー37、特別な支援を要する子どもへのサービスの充実、事業ナンバー38、特別な支援を要する子どもへの援助の施策内容を修正しております。これらの意見を反映した子ども読書活動推進計画を教育委員会定例会にお諮りするものでございます。

なお、パブリックコメント手続を通じていただいた御意見と、それらに対する市の考え方につきましては、取手市子ども読書活動推進計画第3次とあわせまして、広報とりでや市ホームページ及び各公共施設で、令和4年3月1日（火曜日）から公表する予定でございます。説明は以上です。

#### ○教育長（伊藤 哲）

本件について、説明は以上でございます。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

猪瀬委員。

#### ○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございます。取手市子ども読書活動推進計画第3次（案）修正箇所のところなんですけれど、最初の26ページのところなんですけれど、修正前は「朝の読書の推進」というのがあったんですけれど、修正後変わったというのは、この朝の読書の時間という時間がとれなくなって修正されたという感じでよろしいのでしょうか。

#### ○教育長（伊藤 哲）

長塚課長。

○図書館課長（長塚逸人）

はい。学校の働き方改革とか、そういったものもあるということをお伺いしております。朝の読書の時間に限らず、業間休みや昼休みなど、できる時間で自主的な読書をしていただければということで変えさせていただいております。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございました。前に小学校のところで、この朝の時間を使って保護者が読み聞かせとか、そういうことをしたとか、そういう活動があったということなので、どこかでそういういい事業がなくなってしまうのは寂しいなど。どこかで、そういう保護者とか地域の方がそういった読み聞かせ、子どもたちに触れさせる活動なんてあればいいなどと思って、ちょっと発言させていただきました。ありがとうございます。

○図書館課長（長塚逸人）

地域のボランティアの方々の学校訪問おはなし会というものが、図書館の事業としてございますので、コロナ禍の収束状況なども見ながら、そういった事業を再開していきたいと考えております。

○教育委員（猪瀬哲哉）

よろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

御説明ありがとうございました。本当に取手市の図書館事業は、年々とても充実してきている状況を感じまして、ましてゼロ歳から、生まれた子から本に親しめるような対応もしていますし、実はうちの孫、小学校1年生ですけど、今日、偶然なんですけど、学校図書館で借りた本を返す日なんです。うっかりして忘れてきちゃって、私、送っていったんですけど、急遽、娘に連絡をして持ってきてもらったというような状況があったんですけど、学校ではそういう時間が、なかなか朝の時間とれないというところから、どうも図書館に行って直接本を借りるという時間を充実させてくれているみたいで、そういう意味では、その借りるという行為を非常に楽しみにしているような感じを孫から受けています。ですから、そういう環境づくりはとても大事だなというふうに、すごく思っていますので、ぜひ今後ともそういった部分を常に市の図書館のほうからも、学校の様子を聞いていただけるような形で情報をとっていただけるといいかなと思います。よろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。長塚課長。

○図書館課長（長塚逸人）

これからも学校図書館の司書としっかりと連絡調整というものを行いながら連携して、そういった対応をしていきたいと考えております。また、計画の中にもございますGIGAスクール構想への対応というところで、これまで学校で図書を予約する際には、紙に書いて学校司書に渡すか、もしくはOPACという図書の検索予約システムというのが1台ございまして、こちらで本を借りるというような形にとっておりました。これですと、どうしても業間休みや昼休みという限られた時間の中で利用できる人数というのが限られたところなんですけど、今後、GIGAスクール構想で導入

されたタブレットパソコンなどからもインターネットを經由して図書館ホームページから図書が借りられるような、図書室では本の受渡し、返却だけという形ができるようにできればと考えて、今、いろいろと進めているところでございます。

**○教育委員（小谷野守男）**

ありがとうございました。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。石隈委員。

**○教育委員（石隈利紀）**

御説明ありがとうございました。取手市の子ども読書のほうが本当に充実しているなと思います。1点だけ、すいません、表現上のことです。31ページの修正前と修正後なんですけども「ハンディキャップのある子ども」という表現があって、できれば今後、これは「障害等のある子ども」のほうがベターかなと思います。ハンディキャップは、子どもの障害と環境の相互作用の結果出てくる不利益なので、不利益のあるというふうに決めつけるよりは、障害等がある子どもの不利益が少なくなるために多様な形態の指導を使っているのだから、ハンディキャップという言葉は、以前は障害児と決めつけるんじゃないで、ハンディキャップがある子どもというふうの流れが来て、今はもうちょっと流れがあって、障害等があって苦戦しやすいという理解になったので、ハンディキャップという言葉もなるべく慎重に使ったほうがいいかなという感想です。

**○教育長（伊藤 哲）**

そうですね、おっしゃるとおりですね。障害者基本法などをよく確認して、文言の使い方、改めて吟味し直しということで対応したいと思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。

これより協議1についてお諮りをいたします。

先ほど「ハンディキャップ」という用語の使い方について、修正の御意見がございました。そういった表現の修正を図った上で進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、取手市子ども読書活動推進計画第3次（案）のパブリックコメントに対する回答及び計画案の修正については、先ほどの修正、ハンディキャップについての表現を修正の上、進めていただきたいと思います。

続けて、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。先ほど、議案第5号は修正をすることに決まりました。よって、議案第5号は修正した上で決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は「ハンディキャップ」を修正した上で決定をいたしました。

報告第6号、令和4年第1回取手市議会臨時会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和3年度取手市一般会計補正予算（第17号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明を大手教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

#### ○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

それでは報告第6号について御報告をいたします。令和4年2月15日に開催されました、第1回取手市議会臨時会に上程した議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨を回答したことを報告いたします。

今回の2月補正予算に係る教育費に関する事項としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業が該当いたします。こちらは、国の令和3年度補正予算において交付される臨時交付金を活用し、令和3年度中に早急に対応しなければならない事業や、既に臨時交付金を活用して実施している事業のうち、期間を延長、継続して実施する事業となります。

それでは、教育費の各事業に関する主な補正予算の内容について御説明いたします。資料は、令和3年度取手市一般会計補正予算（第17号）抜粋を御覧ください。まず、補正予算書10ページ、小学校コンピューター整備に要する経費88万8,000円につきましては、令和4年度に高井小学校の普通教室数が増加することに伴い、オンライン授業を行うために必要となる大型提示装置及びタブレット端末、充電保管庫を各2台購入するため計上するものです。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、その下段から11ページにかけての要保護・準要保護児童就学奨励費の扶助費281万3,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少してしまった世帯を救済するため、特例として令和3年度中の所得により認定審査を行うものです。こちらは、小学校分として計上いたします。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。その下段、要保護・準要保護生徒就学奨励費の扶助費205万4,000円につきましては、先ほどの就学援助の特例対応と同様の内容で、中学校分として計上するものです。

その下段から12ページにかけての、放課後児童対策事業に要する経費631万1,000円につきましては、令和4年2月から9月までの間、放課後児童支援員等の収入を3%引き上げる処遇改善を行うために必要な報酬及び附帯する共済費、補助金を計上するものです。財源につきましては、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例交付金を充当いたします。なお、令和4年4月以降の経費521万1,000円につきましては、繰越明許費の設定を行います。説明は以上となります。

#### ○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

#### ○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。最後に御説明のあった放課後児童支援員の報酬

を引き上げるということで、これは国から予算がつきましたということで引き上げられますが、こちらの予算、国からの予算で期限のあるものでしょうか。また、一部、取手市では民間委託されている放課後子どもクラブがありますが、そちらのほうの報酬の引き上げはいかがなものでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

香取課長。

○子ども青少年課長（香取美弥）

お答えします。まず、直営の11クラブにつきましては、会計年度任用職員になっておりまして、そちらの報酬の賃上げ分と共済費を計上しております。そして、民間業務委託をしております3クラブにつきましては、支援員等の賃上げ分相当を補助金として交付する予定でございます。

年限につきましては、今回8か月という、10分の10の国の補助金を受けますが、これ以降も、今現在ございます子ども子育て交付金に移行し、継続する予定でございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第6号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第6号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第7号、令和4年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本件についての説明を飯山文化芸術課長お願いいたします。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

報告第7号、取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。提案理由は、取手市立市民会館入り口のロビーのみを利用する場合の使用料及び当該利用に係る申請の受付開始日を定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立市民会館において、大ホールではなく、より気軽な利用の形態としてロビーを利用することができないかという市民の御要望を受けまして、ロビーのみで使用する場合の使用料を新たに設定するものです。使用料については、既に市民会館大ホールのステージのみの貸出しを行っており、ステージとロビーの面積がほぼ同じことから、ステージのみの使用料を参考に、市民会館大ホールの使用料に100

分の30を乗じた額とし、今後、一定の周知期間を設けるため令和4年5月1日以降の申請分から適用します。なお、市民会館の設置目的を考慮し、大ホールの利用を優先するため、大ホールの利用申請は12か月前から、ロビーの利用申請は3か月前からとし、いずれも利用日の14日前までの申請といたしました。ロビーでミニコンサートを開催するなど、手軽に多くの方が文化芸術の発表の場としてロビーを活用できるように、市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。すごく市民目線のところからお伺いしますが、市民会館、福祉会館に行ったときにパンダカフェがいっぱい座るところがないから、では飲物買ってロビーでちょっと話をしようかというのが今まであったんですけど、お金かかるんでしょうか。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

そのような御利用のときはかかりません。

○教育長（伊藤 哲）

料金取る場合——使用の許可のことですか。具体的にちょっと確認したいんですけど。通常、自由に行って使う場合と、その使用許可をして料金が発生する場合の区分けということですよ、今の御質問は。

○教育委員（櫻井由子）

そうですね。

○教育長（伊藤 哲）

そのことを規定ではここになりますということを確認したほうがいいかなと思いました。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

こちらのほうは、ロビーのみの貸出しというのは今までやっていなかったんです。文化事業団の自主事業として開催する場合は、もちろん自主事業ですので使用料というのは設けていなかったんですが、一般の方が何かコンサートをしたい、大ホールですと大がかり過ぎる、がしかし、自分たちの発表の場として使いたいという場合は、利用申請をしていただいて料金もお支払いいただいてということになります。それ以外に開放している日もございます。何か発表の場とかではなく、お席に座っていただけるような開放をしているときは、利用料金は取らないという形になります。以上の御説明で大丈夫でしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

そのことが、要するに規定のどこになっているかということでしょう。条例上にはそれが多分書いてないので、規則なのかなという質問が含まれるのかなと、お話を聞いて。ですよ。

○教育委員（櫻井由子）

そうですね。知り合い同士で行って、ちょっとお話をするぐらいだったらいいんですけど、例えば小さなサークルでロビーを使って話し合いをしましょうと、場

所がないのでロビーをお借りしてということで、例えば読書サークルであるとか、そういう市民サークルでロビーを使って、しかも大人数ではなく、それこそ10名以下であるとか、そのくらいしかロビーに椅子がなかったと思うので、それでちょっとここで話ししましょうかというときにはどうしたらいいのか。今までどおりフリーで使えばいいのか、それともそういう市民サークルなり目的を持った会合をそこで行う場合、例えばそれが短時間、1時間以内とか1時間とか2時間とかであった場合はどうなるのか。そういったところの使い方はどうなのかなと思ったところで、今までまるっきりフリーで使えていたので、便利といえども便利なスペースではありました。

#### ○教育長（伊藤 哲）

多分、質問の趣旨というのは、ステージとかホールというのは、もう完全に有料で空間が区切られているんですよ。ロビーというのはオープンスペースなんです。そこに料金設定するというのは、そこにどういう区分けがなされるんですかというのが、多分質問の趣旨なんです。

#### ○文化芸術課長（飯山貴与子）

はい。市民会館、福祉会館は貸し館業務です。今のお話でいきますと、貸し館という形になりますので、やはり申請をいただいて有料になります。市民会館の御利用がないときは、ふだんシャッターが閉まっていたものですから、福祉会館のロビーの御利用ということであれば、そちらのほうは利用料金はかからないんですが、市民会館のほうは開けてロビーを開放するようになりますと、有料になります。今までお貸ししていたというときは、たまたま何かの準備でシャッターが開いていたときに、どうぞお座りくださいという形でお使いいただいていたので、もし団体様、サークル様で御利用なさる場合は、本来の貸し館という申請が必要になってくるかと思えます。

#### ○教育長（伊藤 哲）

要するに、例えばちょっと使う場合には多分無料なんですよ。要するに、主たる興行があって、そこにいろいろな人が出入りしていて、そこを短時間で、例えばそのロビーを使ったりするのは無料。そういう意味ですよ。その区分けが条例上ではないからという話なんです。それは多分、規則か何かにかうたうのかなという。課長の説明は、通常、興業があって初めて開くところだから、確かにそうなんですけど、でもその場合でも、例えば今回のジャズもやっていましたよね。ホールでそのものをやっていて、あとは時間を同時に開催するとロビーを使う場合も多分あるわけですよ。そこで、要するにその入場者が、今まではそこに入場する人が、開いている時間でロビーを使えたけれども、例えば別にこの有料の料金を取つてするときは、そこを使えなくなるのかなという意味も含まれているんです。

#### ○文化芸術課長（飯山貴与子）

ロビーと大ホールを別々の団体に貸し出すことはしません。今までもしてこなかったのと、今後もする予定がないです。大ホール使用料の中は、ロビー一式を含めての使用料なので、たまたま開いていたから短時間どうぞお使いくださいというようなサービスはしておりましたが、今までもしていなかったので貸し館業務としての御利用申請になってくるかと思えます。

#### ○教育長（伊藤 哲）

多分、その辺りって運用的なものなんでしょうけど、少し区分けをしないと、利

利用者側にとってはフリースペースでとらえているからなんです。だから、そういう質問が出るということは、私たちが考えても質問が出るんだから、この先、多分、きちんとやらないとトラブルが出てくる可能性がありますよ。そうじゃないと、あそこのホールは、入場者は自分たちが腰かけたりできるスペースだと思っていて、例えばそこにロビーを使って演奏団体、アマチュアなんかが入ったりしますよね。それで準備時間とかあるから時間を区切ってやらないと、多分、その間はロビーはお使いできませんという話をしないと——という話が出てくるのかなとお話を聞いていて思ったんです。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

失礼いたしました。参考資料にお付けすればよかったです。条例の中に、利用区分というのが入っていて、料金表も入っておりまして、その中で、土日、有料の場合、午前、午後、夜間、全日というような料金表がございます。そのような貸し館がありますので、ロビーもそれに準ずるといふふうになっておりますので、別団体が同時間に使うということもございませんし、開放しているからどうぞ御自由にお使いくださいということもしなくなります。

○教育長（伊藤 哲）

すみません、私が若干話をこじらせてしまって。

○教育委員（櫻井由子）

いえ、市民目線で言うと、ロビーのところに、今ここは使えませんよという立て看板1つ出しておいていただければ、ここ今日は使えないんだなというような感じになるかなと思います。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

そのようにいたします。すみません。

○教育長（伊藤 哲）

そうですね。せっかく利用が広がるということですので。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第7号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第7号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告第8号、令和4年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本件についての説明を染谷生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（染谷和之）

報告第8号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市立学校に学校運営協議会を設置するに当たり、同協議会委員の年額報酬及び副市長に相当する額の旅費をそれぞれ定めるため、本条例の一部を改正するものです。

4ページを御覧ください。本件につきましては、学校の実情に合わせた特色のある教育環境づくりを進めることを目的として、これまでの学校評議員に代え、学校運営協議会を小学校に設置し、学校運営協議会の職を新たに設けるに伴い、これらの職員の報酬及び費用弁償を定めるため本条例の一部を改正するものです。

学校運営に関し地域の意見を述べるものとして、これまでも学校評議委員制度がありました。これは、学校長の求めに応じて個人の意見を述べるものであり、学校運営に関して何らの拘束力や制約のある決定などを行うものではありませんでした。それに対し、学校運営協議会は、学校長のほか地域住民や保護者の代表である委員が合議体によって、学校運営の方向を決定づける組織であり、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するためのものです。

学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を行います。このことを通して、学校と地域住民が目標やビジョンを共有し、地域住民は教育の当事者として、学校運営や子どもたちの教育活動に積極的に参加することができます。また、社会総がかりでの教育の実現を図る上で、学校は地域とともに発展していくことが重要で、学校運営協議会は法律に基づく制度であるため、学校と地域の連携、協働体制が組織的、継続的に確立され、学校支援活動だけではなく、地域の特性を生かした学校づくりや課題解決に向けた取組も進めることが可能となります。今後は、学校評議員の制度を一步進める形のコミュニティ・スクールの制度を導入することにより、さらに多くの人々が学校運営に参画し、協働して、学校教育の充実を目指していきます。

以上、説明を終わります。

#### ○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

#### ○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。先日、全国の教育委員会のオンライン研修に参加させていただいて、毎年参加させていただいているんですけど、毎回地域と学校の連携ということで、このコミュニティ・スクールについて全国の事例を伺ったり勉強させていただいたりしております。また、個人的に社会教育主事の資格を取る上でも、こちらのほうを勉強させていただいたんですが、先ほどの御説明で、まず1点は、現在ある学校評議員会、それを一步進めたものが学校運営協議会であるというようなお話だったんですけど、実際はこれ学校評議員会と学校運営協議会というのはまるっきり別のもので、一步進めたものという考えではないのではないかなというのが1つです。

また今回、こちらの報告第8号では、この学校運営協議会を設置した中で、学校運営協議会のメンバーである学校運営協議会委員への報酬を定めるものということ

なんですけれど、この条例改正の手續と、またコミュニティ・スクールをつくる手續が別なので、先にこれが出てきたのかなと思うんですけど、私の記憶ではこのコミュニティ・スクールをどのように進めていくというような議題は、教育委員会の定例会では今まで上がってこなかったもので、いきなり学校運営協議会委員が幾らというのと、また、それにはコミュニティ・スクールを進めるからこうなんだよというのを——そこちょっと疑問に思います。

この学校運営協議会委員に対する報酬とはまた別に、コミュニティ・スクールを取手市としてどのような形で推進していくか、どのようなコミュニティ・スクールを目指していくかというのは、改めて御説明いただき、方向性を含めて御説明いただきたいなと思います。と申しますのも、先ほども言いました、3回くらい参加した全国の教育委員会の研修会でも、本当に全国市町村ごとに全然違う事例があって、いやここは失敗だったとか、ここはうまくいったとか、皆さんオンラインだと本音で話していただくところがあって、なかなか難しいものだなというのは実感しています。また、勉強すればするほど、この学校運営協議会、コミュニティ・スクールをつくるというのは難しいものだなと思っています。そのコミュニティ・スクールをつくるということがまるっきり抜けているので、その説明も今後していただければ、1回では済むものではないですし、何回か議論を経てつくり上げるものだと思いますので、よろしくをお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

染谷課長。

○生涯学習課長（染谷和之）

私も今後勉強しながら進めていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○教育部長（田中英樹）

今回、突然この報酬だけ先に先行してしまいまして、申し訳ございませんでした。コミュニティ・スクールに関しましては、教育委員会としても数年前から課題として捉えておりました。いつ、どこのタイミングで、どこの学校からまずは進めていこうかという議論の中で、今、一番身近にあるところでいうと、特色ある学校教育というところでいうと、山王小学校のほうで新たな取組を取り組んでおりますので、まずはそこから、このコミュニティ・スクールのほうを立ち上げていこうかなという、まさにその地域との連携ですとか保護者との連携という部分では、まさにうってつけなのではないかなというふうに思っております。まだ素案の段階でございましたので、ちょっと御報告のほうが遅れてしまいました。今後、何度か委員の皆様にも、いろいろな御意見いただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。いろいろ研究させていただいた中で、コミュニティ・スクールつくるときにトップダウンで、教育委員会が組織から何から全部こう形をつくってトップダウンでつくるか、あるいは地域からのボトムアップでつくるかというのでコミュニティ・スクールの在り方というのが違うんだなというのが、各自自治体、いろいろな自治体のお話聞かせていただいて、ある自治体はもう教育委員会が音頭をとって、上からトップダウンでやっているところもあれば、あるいは地域の実情に応じたボトムアップ型のコミュニティ・スクールをつくっているところもありで、どちらがいいのかなというのも含めて勉強させていただいております。

た。今後も、そういった経過を御説明いただいて、いずれはこれ市内全部に広げるものであると思いますが、つくりましたという法律が出ていますので、広げていくものであらうと思いますので、経過をお話しただければと思います。よろしくお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。ほかにございますか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

なかなか理解できないでいて、質問をどうしようかなと思っていたんですが、この学校運営協議会という名称については、令和4年度からは学校評議員ではなくて、この名称を使っていくというような方向になるのでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

染谷課長。

○生涯学習課長（染谷和之）

学校へ協議会が設置されると代わって、一斉にはなくて、先ほど言ったようにできる学校から代わっていくという形になります。

○教育委員（小谷野守男）

そうすると現時点では、とりあえず1つの例として山王小みたいなところは考えてはいるけれど、ほかの部分については今後のその状況によってという話ですね。そうすると、今まで学校評議員に関する条例的なものもあったと思うんですが、学校運営協議会に関する条例等についても、今後しっかりと制定していくということになるのでしょうか。

○生涯学習課長（染谷和之）

今、学校管理の規則の中でコミュニティ・スクールを設置したところは除くという表現の形で直していくというところだと思います。

○指導課長（大越 茂）

指導課、大越です。指導課のほうでは、令和3年度の学校評議員さんの活動の記録と、令和4年度の委員さんの推薦ということについて、2月末日までに各学校に報告を依頼しているところがございます。その中において、先ほど挙がりました山王小につきましては、令和4年度、学校運営協議会のほうを設置ということで今進めていただいているところで、その際、学校評議員については山王小からは選出しなくてよいということで指示をしております。ですので、今後、山王小の取組を令和5年度以降広げていった場合には、学校評議員ということが徐々に学校運営協議会委員ということになってくるかなと。その際は設置要綱の改正が必要かと思っております。今、学校評議員の設置要綱ございますので、その中には先ほど染谷課長申したとおり、学校運営協議会を設置する学校については、学校評議員は選出しなくてよいというような文言を今後つけ加えて改正をしてみたいと考えております。以上です。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございました。あとは、先ほど来ありました内容的なものですよね。これをどんな方向性にしていくのかというのは、やはり一番大事な部分なのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

今、染谷課長と大越課長のお二人から御説明ありましたが、研修等でお伺いしていると、染谷課長のほうは社会教育の立場でコミュニティ・スクールということであれですけど、そのコミュニティ・スクールを所管するところがどこか、社会教育の分野であるのか、あるいは学校教育の分野であるのか、これも以前から疑問に思っていましたので、各自治体聞いてみました、どちらで所管していますかということ聞いてみましたら、やはりそこも各自治体ばらばらで、学校教育のほうの担当課がやっています、あるいは社会教育のほうの担当課がやっていますというようなことで、それもばらばらですので、このコミュニティ・スクールに関しては、本当に足元をしっかり固めていかないと、トップダウンにしろ、ボトムアップにしろ、足元をしっかり固めていかないと、なかなか難しいな、いろいろ各自治体が苦労しているなというのが分かりますので、そこも含めて所管課をどこにするのかも含めて御検討いただければと思います。

また、このコミュニティ・スクールの委員の中に、地域学校協働活動推進員というのがあるんですけど、誰をここにするのか、つまり人材、ここにびたつとはまった人が推進員としてコーディネート活動をしてきている自治体さんは、非常にうまくいっているというような話も聞いております。そういった意味で、従来の学校評議員と同じ形での人集めでは、なかなかこのコミュニティ・スクール回らないんじゃないかなというような印象もあります。本当に最初、山王小学校からということで、地域的にも一番手をつけやすい地域からかなと思いますけれど、取手市の小学校、また中学校、この8ページのプリントの中で、小中一貫複数校で1つの協議会を設置可能にとありますが、こういったことも含めてしっかりと土台を固めてからスタートしていただければなと思います。よろしくお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。それから櫻井委員、皆さんがおっしゃったとおりで、コミュニティ・スクールを積極的にやるというのはとても大きな方針になると思いますので、山王小学校からというのはやりやすい方法ですけど、やりやすいところでやると、それがやっぱり前例になりますので、しっかりここで勉強会も含めて一緒に学んで、コミュニティ・スクールを取手市はどうするかというのを確認できたらいいなと私も思います。

○教育長（伊藤 哲）

コミュニティ・スクールってすごく議論があって、いろいろな変遷含めて、櫻井委員からも、なかなか実情はばらばら、困難な状況と。私も、文科省のいろいろな資料を見ていて、仕組み、組織ありきなもので、活動になかなかたどり着けないというのが正直な私の印象です。これも生涯学習課に説明させたのは、生涯学習課で私はやるべきだと思っていて、活動をメインにするので。なぜ山王小学校にしたかというのは、特色ある活動やっているので、それを地域とどうやって結びつけるかということなので、それがほかの学校に応用できるかということ、かなり議論があると思います。

だから、コミュニティ・スクールありきじゃなくて、山王小学校をどうやって活動を盛り上げるかという視点でやってみて、その延長線に運営協議会をつくりたいと私は考えています。これいろいろな御議論がありますが、なかなか運営協議会がうまくいかないというのは、組織ありきになっているからです。要するに、学校の運営に直接関与するというのは権限付与されているからということなんです。でもそれは、活動に主眼を置けば、運営協議会が自主的に動いて、学校との活動が一体感が高まるというふうに私は考えています。ですから山王小学校です。ですから、運営協議会ありきじゃなくて、山王小学校の活動をきちんともっと地域に根ざさせるための運営協議会にしたいと。そう割り切って私は考えていますので、いろいろ御意見がありますけれども、じゃないと、組織づくりとか、そっちにばかり時間取られていて、運営協議会は茨城県内でも余り広まっていませんけれども、というのはそこが一番原因で、組織づくりとか仕組みを複雑にしているからと私は考えています。じゃないと20校にはできないと現時点で私は思っています。

ですから、委員の皆さんと一番やりたいのは、活動をどうやってするかと、私自身は思っています。活動の上に立つのが運営協議会の仕組みだと思います。仕組みありきの活動じゃないと私は思っています。ちょっと言い過ぎましたけれども、そのため生涯学習課のほうに所管ということで、私は年度当初にお願いしてあります。もう既に、山王小学校を考えると、コミュニティ・スクールも視野に入れています、事務局的には。ちょっと突拍子ない、唐突感ありますけれども、そういった考えで事務局としては考えているところであります。ちょっと課長が言いづらいので、私が代わってお話ししますけれども、そういった中でしていますので、また今後、いろいろな闊達な意見お伺いしますが、一応、事務局としてはそういうことで考えていきたいと思えます。当然、地域あつてのこのコミュニティ・スクールなので、これは僕たちの考えなので、それをどうやってボトムアップというお話いただきましたけど、ボトムアップのほうがないとやはり活動できないので、それは一番大事なポイントだと私は思っています。ありがとうございます。

#### ○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。今、教育長の話からもあつて、やはりほかの自治体さんのことをどうこうというあれは、一応お話を聞く立場で研修させていただいたんですが、聞くとやはり、まず組織というふうに動き出した自治体さんはそこまですべて感じます。つまり組織で縛られて、では何をやるのかというのが次に進めていない状態で、大きな自治体でも、まずモデル校を1つつくって、そのモデル校で十分実験をしてから広めようというような自治体さんもあります。で、その自治体さんから言われたのは、やはり人選びということです。どういったメンバーが、その推進委員なり協議会なりに入ってくれて、どう地域に還元して、地域と学校を結んでくれるかというようなことを先だつての研修でアドバイスいただきました。今、教育長が、まずは会議ではなくて、地域とのつながりというようなお話でしたので、私もその方向性で進めんだほうがいいかなとは思っています。

#### ○教育委員（石隈利紀）

教育長の話で、よく分かりました。コミュニティ・スクールというのは、もう真剣に考えていかなきゃいけないんだけど、それをどうするかというのも山王小学校の新しい教育活動を活性化するためにコミュニティ・スクールが運営協議会の発想や枠組みを使って、地域と学校の連携をトライアルして、それで、ほかの学校にど

う移すかを検討するということですね。ありがとうございます。よく分かりました。

**○教育長（伊藤 哲）**

いろいろ課題ありますけど、事務局の考えをそのままとるかは別問題にして、ただ問題提起という形で、まずはこういった形で進めたいと思います。

事務局のほうから。

**○教育総務課課長補佐（蛭原康友）**

すみません。委員さんと事務局とのやりとりの中で、ちょっと事務局の考え方が十分伝わっているかどうかという部分があったので、今後の流れについて整理をさせていただきたいと思います。資料の6ページ、参考資料を御覧いただきたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋ということで、法律に学校運営協議会に関してあるものは、こちらの第47条の5が全てになります。この第47条の5第1項のところなんですけども「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに学校運営協議会を置くように努めなければならない。」というふうになっております。ですので、ちょっと今回、条例改正のほうが先になってしまったんですけれども、あくまで教育委員会規則を定めた上で学校運営協議会を置くというのが法律上の定めになっております。ですので、早ければ来月3月の定例会にでも、この規則案のほうを出しまして、委員さんに御議論をいただいて、事務局のほうとお考えを質疑応答などですり合わせていただいて、規則を新たに定めて学校運営協議会を設置するというのが流れになっておりますので、よろしく願いいたします。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見を終結といたします。

これより報告第8号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第8号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、報告第8号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告第9号、令和4年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和3年度取手市一般会計補正予算（第18号）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件についての説明をお願いいたします。大手教育次長兼市教育総務課長お願いいたします。

**○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）**

それでは報告第9号について、御説明いたします。こちらは、2月28日に開催予定の令和4年第1回取手市議会定例会に上程される議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったことから、取手市教育委員会の教育長に

対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり異議がない旨を回答したことを報告いたします。

今回の3月補正予算に係る教育費に関する事項としましては、令和4年度当初予算に計画していました学校施設整備事業が、国の令和3年度の補正予算等の対象となったことから、3月補正予算に前倒しをして計上しまして、実質的には令和4年度事業として繰り越しをして執行するものが主な内容となります。

それでは、教育費の各事業に関する主な補正予算の内容について、御説明いたします。まず、歳入の説明となります。補正予算書の15ページ中段の奨学金貸付金元利収入336万円につきましては、奨学金貸付者2名から、返還期間を前倒しして貸付金の全額を返還したいとの申出があり、それぞれ192万円と144万円、合計336万円の返還を受けたものです。

次に、歳出の説明になります。19ページ下段の小学校建設事業に要する経費5億8,478万5,000円につきましては、令和4年度に計画していた白山小学校長寿命化改良工事が、国の令和3年度補正予算の対象となる見込みとなったことから、工事請負費5億8,000万円及び監理委託料478万5,000円を新たに計上するものです。老朽化の著しい白山小学校校舎及び体育館において、第1期工事として体育館の長寿命化改良工事及び耐力度調査の結果、基準以下となった一部校舎の解体工事等を行います。なお、財源につきましては、学校施設環境改善交付金5,064万6,000円を新たに計上し、工事費に充当いたします。また、計上する歳入と歳出予算につきましては、全て令和4年度に繰り越して執行をいたします。

次に21ページ下段、中学校建設事業に要する経費5,474万7,000円につきましては、永山中学校公共下水道接続工事に向けた実施設計業務委託料の契約差額25万3,000円を減額いたします。また、令和4年度に計画していた当該工事が、国の令和3年度当初予算の対象となる見込みとなったことから、工事請負費5,500万円を新たに計上いたします。永山中学校浄化槽の老朽化は著しく、学校の周辺地域には既に公共下水道が整備されているため、浄化槽の解体を含めた公共下水道接続工事を行うものです。なお、財源につきましては、学校施設環境改善交付金707万円を新たに計上し、工事費に充当いたします。また、計上する歳入歳出予算については、令和4年度に繰り越して実施をいたします。

次に、24ページ、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費98万8,000円につきましては、グリーンスポーツセンターの第1体育室床補強工事に伴う損失補償費となります。令和2年度に確認されました、取手グリーンスポーツセンターの床損傷に伴う工事において、第1体育室の利用ができなかった期間である令和3年11月4日から12月28日までの施設利用料損失分を指定管理者に対して補償するものです。説明は以上となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

今、御説明いただいたものではないところでも大丈夫でしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

はい。

○教育委員（櫻井由子）

すみません。17 ページに通学送迎に関する経費がありますが、現在、取手市内でこの通学送迎を行っている学校名がお分かりになりましたらお願いします。取手小と永山小かなとは思いますが、ほかにありましたらお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

それ以外ですと、あと小文間地区からの取手東小、あと小貝川を挟んだ龍ヶ崎側の大留地区から桜が丘小へタクシーでの送迎をしている。4つの学校で行っております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございました。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

永山中の公共下水道接続の件の予算が出たんですけど、これ今、公共下水道のほうに接続されていないというのは、市内は藤代関係のほうだけでしょうか。あとは全部オーケーなんですか。

○教育長（伊藤 哲）

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

お答えいたします。今、市内の学校の公共下水道の敷設状況の資料がちょっと手元にはないものですから、確定したことはお答えできないんですけども、ほとんどの小中学校において、ほぼ下水道というのは多く環境整備をされている状況です。今回の永山中学校については、かなり前から浄化槽の状態が毎回の点検のたびに、施設改善の結果報告というのを受けておまして、公共下水のほうに接続というのを先延ばしにしていたような状況なんですけども、浄化槽のほうが機械的に継続して運転できる間については、現状のままということですが、ここに来てかなり老朽化のほうが著しくて、この機会にということで今回決断した次第です。

○教育委員（小谷野守男）

分かりました。ありがとうございます。ほとんどはオーケーになっているんですよね。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

直井課長。

○学務課長（直井 徹）

すみません。先ほど櫻井委員の質疑の中で4校と申し上げましたが、小学校が4校で、あと小堀地区から取手一中の生徒も乗ってきているので5校に訂正させていただきます。

○教育長（伊藤 哲）

そういったことで訂正ということをお願いいたします。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより，報告第9号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第9号は，報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって，報告第9号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告第10号，令和4年第1回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和4年度取手市一般会計予算（教育費）所管事項の同意について）を議題といたします。

本件について，順次説明を求めます。まず田中教育部長，次に飯山文化芸術課長お願いいたします。

○教育部長（田中英樹）

それでは，報告第10号でございます。令和4年第1回取手市議会定例会に上程される令和4年度当初予算について，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして，市長より意見を求められたところですが，委員会を開催する時間がなかったものですから，取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき，別紙のとおり異議がない旨の回答をしたことを報告するものでございます。

それではまず，例年予算のときと決算のときということで，教育費に関する同様の御説明をしてまいりましたが，毎回，全体像のほうのお話からさせていただければと思います。御手元の資料の3ページ，4ページになりますでしょうか。令和4年度当初予算（案）概要ということで，こちらプレスリリースしたときの資料になってございます。こちらを御覧いただくと分かるんですけども，令和4年度の一般会計の当初予算の規模でございますけれども，390億1,000万円ということで，前年度と比較して22億1,000万円の増，6.0%の増となりまして，3年ぶりの増。そして，過去最大の予算規模ということになりました。予算規模が大きくなった要因でございますけれども，ふるさと取手応援寄附金ということで，こちら的大幅増がございます。令和3年度当初予算では，寄附金の歳入金額を1.5億円ということで見込んでおりましたけれども，令和4年度は当初予算で10億の寄附金を見込んでございます。そういったことが大きな要因でございました。

あと，昨年と比較して，市税のほうの収入も実は前年と比較して増になってございます。ちょっと御手元の資料，パソコンのほうの資料にはあるんですけど，ちょっと口頭でお話しさせていただきます。令和3年度の当初予算のときには，新型コロナウイルスの感染拡大によりまして，市民税，法人市民税が大幅に落ち込むだろうということで国のほうからも示されたところでした。ところが，令和3年度末に，今回3月の補正予算でも市税の見込みを少し修正しまして，増額の補正を先ほどの資料の中で御覧いただけたかなと思うんですけども，増額しております。それによりまして，当初の予算の比較をしますと，現年度分の個人市民税で約2億7,000

万円増。それから、法人市民税で約3億9,000万円増ということで、個人市民税、法人市民税ともに、当初の影響よりも大幅な減少じゃなくて、縮小幅が少し少なかったということで、市税のほうの増というの大きな要因になってございます。

それでは、続きまして教育費所管の歳出の部分について御説明したいと思えます。御手元の資料、まずは予算説明書の抜粋が御手元のほうに行っているかと思えます。そちらを御覧ください。主なものを御説明させていただきます。まず、120ページをお開きください。通学送迎に要する経費2,040万6,000円でございます。小堀、小文間、市之台、貝塚及び大留地区から遠距離通学をしている児童生徒の安全な通学手段を確保するために、スクールバス及びスクールタクシーを運行する経費として、送迎委託料及び公用車のリース料を計上してございます。

その下、教育情報機器整備に要する経費1億6,206万9,000円です。主な内容は、教育委員会と学校間の情報共有を目的に設置した、教育委員会内のネットワークの基盤となるサーバー機器類の使用料とシステムの安定稼働を目的とした運用管理委託料となります。なお、令和4年度は、リース期間満了によるセンターサーバーの更新を実施します。さらに、ICT活用教育支援スタッフの支援日数を増やし、GIGAスクール構想をさらに推し進めてまいります。

次に、予算説明書121ページの教育振興に要する経費7,212万円です。主な内容としましては、令和3年度から2か年契約で民間業者に委託し、英語指導助手14名を藤代幼稚園、市立小中学校に配置します。生きた英語を使つてのコミュニケーション体験を重視した授業を展開することで、児童生徒の英語力の向上を図るとともに、コミュニケーション能力の育成や国際感覚等の養成を目指します。

次に、予算説明書122ページの教育相談に要する経費3,446万2,000円です。この教育相談に要する経費については、令和3年度まで、いじめ防止対策に要する経費として計上してまいりました。昨今、子どもたちを取り巻く環境が激変するとともに、報告、相談内容も多種多様となっております。そこで予算の組替を行いました。事業名を教育相談に要する経費としましたので、数字の脇に「新規」となっていますが、予算の名称変更というふうになっております。内容でございますが、令和2年度より、取手市の新しい学校教育3つの取組として、全員担任制（小学校はチーム指導）、教育相談部会システム、2学期制の導入に取り組んでいるところです。令和4年度も引き続き、学校連携支援員がスクールカウンセラー・スーパーバイザーとともに、各小中学校の教育相談部会に参加し、学校をきめ細やかにサポートしてまいります。そのほかの経費としまして、子どもと親の相談員謝礼、小学校4・5年生及び中学校1・2年生を対象に年2回学級集団の情報を分析、評価するための学級集団アセスメントアンケートの業務委託料費等を計上してございます。

次にその下、特色ある新しい学校教育の推進に要する経費493万2,000円です。令和3年度より、取手市立山王小学校は小規模特認校として、小規模校ならではのきめ細やかな教育環境と、小学校6年間を通じて創造する力、表現する力を育てる特色ある学校教育プログラムに取り組んでおります。具体的には、外国籍のアーティストに山王小学校へ短期滞在していただきスタジオを開設する「となりのスタジオ」、また、ふだん意識もしていない校庭にある土を採取し、土を練り、土器を作成する「大地からはじまること」という、年間を通じての体験していくプログラムを予定しております。

次に、予算説明書 127 ページの中学校部活動指導員配置事業に要する経費 451 万 9,000 円です。令和 4 年度より、専門的技術の高い外部指導者を任用し、持続可能な部活動の円滑な運営と生徒の競技力向上を目指すため、市内 6 中学校に 2 人ずつ部活動指導員を配置し、生徒が専門的な技術の指導を受ける機会を確保してまいります。

次に、予算説明書 129 ページの生涯学習推進に要する経費 525 万 6,000 円です。市民の多様な学習意欲に応えるとともに、受講する方の知的好奇心に訴求し、各テーマを深く掘り下げた学習機会を提供するため、政治、経済、歴史、文学、文化財などの身近なテーマから、哲学、科学、健康、医療などの先端科学までの幅広い分野の講演を行います。市民大学開校に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、開催時期の決定、感染症の防止対策を実施してまいります。

次に、予算説明書 132 ページ下段の放課後児童対策事業に要する経費 1 億 7,054 万 4,000 円です。主な内容としては、取手市直営の放課後子どもクラブ 11 校の放課後児童支援員等の報酬及び令和 3 年 10 月から開始しました取手東小、高井小、藤代小 3 校の放課後子どもクラブ運営業務の委託料となっております。事業費の増額の主な理由としましては、令和 3 年 10 月より開始した、放課後子どもクラブ運営業務委託が令和 4 年度から通年となることによるものです。

次に、予算説明書 133 ページの公民館活動に要する経費 152 万 8,000 円です。各公民館において、幅広い年齢層を対象とした講座や講演会等を開催し、地域の人たちが身近に参加でき、学べる機会を提供いたします。

次に、134 ページの公民館施設整備に要する経費 2,305 万 8,000 円です。公民館利用者の利便性や快適性の向上を図るために、必要に応じた修繕を行い、利用環境を整えてまいります。主に、令和 4 年度につきましては、久賀公民館の屋根シートが剥がれ、雨漏りが生じ、全体が劣化していることから、屋根全体の改修工事を実施する工事請負費 1,800 万円を計上しております。

その下、図書館管理運営に要する経費 1 億 344 万 6,000 円です。主な内容としまして、ふじしろ図書館の空調設備を更新するための改修工事費として 8,100 万円を計上するものです。令和 3 年 11 月末に、当該工事の設計業務が完了したことから、図書館の空調改修工事の継続費を昨年設定いたしました。令和 4 年度分の年割額 8,100 万円を令和 4 年度の当初予算に計上しております。

その下、図書館活動に要する経費 9,894 万 3,000 円です。主な内容は、図書館及び公民館、駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設や、学校連携における迅速な予約本の提供や返却受付を維持するために、引き続き図書館システムの活用のための電算機賃借料及び図書配送業務委託料を計上しております。また、令和 2 年度から導入している電子図書館システムについて、令和 4 年度もさらなる電子書籍の拡充を図るための電子図書館システム使用料を計上しております。

次に、予算説明書 136 ページの埋蔵文化財センター活動に要する経費 92 万 8,000 円です。埋蔵文化財センターでは、市史や町史編さん以来の郷土資料の収集や、市内遺跡の発掘調査により、郷土史の調査保存に努めております。それらの調査成果を、年に 2 回企画展を開催して紹介することにより、郷土史の普及や生涯学習推進を図っております。主な内容としましては、企画展に関する周知用のポスター等の印刷製本費や講演会の講師謝礼などを計上しております。

教育委員会所管の主な内容については、以上でございます。

○教育長（伊藤 哲）

続いて飯山課長。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

政策推進部，文化芸術課所管の説明をさせていただきます。予算説明書 129 ページから 132 ページになります。市民芸術活動の推進に要する経費，市民会館・福祉会館管理運営に要する経費，東京芸術大学との交流に要する経費，アートギャラリーの管理運営に要する経費につきましては，昨年度とほぼ同じ予算内となっております。

130 ページの市民会館・福祉会館管理運営に要する経費は，指定管理者制度により，令和 4 年度から令和 7 年度も引き続き，公益財団法人取手市文化事業団が市民会館・福祉会館の管理運営を行うこととなりました。今年度より，利用者促進のため，市民会館及び福祉会館は，祝日も開館し，運営することになっております。

予算書 131 ページ，アートのあるまちづくり推進に要する経費 1,912 万 1,000 円についてでございます。903 万 7,000 円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては，JR 取手駅西口の壁画制作経費，壁画によるまちづくり委託料 700 万円。既存のストリートアートステージ作品を本庁舎にリング作品として設置した工事費 284 万円の減となっております。なお，本年度はストリートアートステージに新たな作品を設置し，アートのあるまちづくり事業を推進してまいります。

以上，文化芸術課所管の主な事業についての御説明となります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上となります。

本件につきまして質疑，御意見ございましたらお願いをいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

1 っだけです。英語指導関係の人数について，小学校 8 名というような状況での予算組みだったと思うんですけど，自分の中では，もう少し人数増えないかななんて，学校 1 名ずつにはならないのかななんていう思いがまだ強くあるものですから，その辺の見通しはどんなものでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

今現在，小学校に対して ALT 8 名ということで組んでいるところなんですけれども，なかなかそこを増やすということが難しいところかなと思っております。実際，昨年度から契約の 2 年目になるんですが，ヘッドティーチャーという市全体の ALT を統括する役割の ALT もおりまして，実際小学校には 9 人ついております。あとは，この後の実際，今，各学校に 1 人というよりも，1 人のお子さんが週何時間 ALT と接することができるのかという考え方も大切かなというふうに思っておりますので，例えば山王小のほうにおいては今，スペシャル，ネイティブの教員が入っておりますので，あそこには ALT が入っていないんですけども，ある学校では例えば週 2 回 ALT と触れ合う，ある学校では 1 回なんていうところは不公平感というか，そういったものもあるかと思っておりますので，例えば中学校とのやりくりなんかをもう一度精査した上で，小学校のほうでもネイティブと触れ合う時間というものをもう少し増やせないかという視点から，もう一度検討をさせていただきたいと思いま

す。以上です。

**○教育委員（小谷野守男）**

さっき部長のほうから、お金が入ったよというようなことがあったから、これなんか利用できないかななんて甘い考えを持っているんですけど、ただやはり英語教育ってかなり力を入れ始めて、小学校なんかはつらいけれども頑張っていると思うんですよ。でもそういった中で、外国人の方々との関わり合いを増やすことって、とても大事なんだろうなというふうな思いがありまして、予算の関係でなかなか難しい部分は十分分かっているんですけど、何とかその辺が1人でも増やしていけるようなシステムになってもらえるといいなと。そうすることによって、触れ合いが多くなるんじゃないかなというふうに感じますので、そういう意味での希望でございます。よろしく願いいたします。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。石隈委員。

**○教育委員（石隈利紀）**

御説明ありがとうございました。収入も増えたということで、何よりです。1点だけ、127ページの中学校の部活指導員配置事業が新規ということで、とてもいいことだと思います。2015年度のチームとしての学校というところで、中学校の部活指導員はスクールカウンセラー等と並んで、専門スタッフの候補として出ておりますので、とても重要だと思いますし、学校における働き方改革の一環だと思います。私が申し上げたい意見は、目的と活用なんですけども、目的の後段に「持続可能な部活動の円滑な運営と生徒の競技力向上を目指す」とありまして、部活動というのは教育なので、その円滑な運営はもちろんとてもいいことなんですけども、生徒の競技力向上というところを、何ていうのかな強調しすぎないといいますか、想像できる地域の協力者で専門的技術の高い外部指導者というと、野球であり、水泳であり、その競技の専門家が来るわけですね。それが、教育と一緒にやる者としての——適性という言葉を使うと失礼なんですけど、それは丁寧に人選しないと難しいということがあります。

実際、現在においても、体罰等が割と起こりやすいのは部活だというふうに言われています。つまり、技術が高くて、しかも競技なんかに出るか出られるかの力を持っている人は、技術が高いということで子どもが憧れる、いわば権威の対象であって、競技に出るかどうかを決めるというのは権力を持っている。だから、権威と権力を持っている人というのは、かなり自分の力を持っているということを意識しないと、何気ない指導でも体罰やハラスメントになり得るということは、これまでの体罰のことで分かってきたことなので、取手で協力してくださる方が、もちろんいい人ばかりだと思うんですけど、人選でより注意をしていただきたいのと、これは教育活動であって、とにかく試合に勝つためではないというところを、何ていうのかな、研修と言うとあれですけど、部活の指導員になったときの初期研修を学校の先生方としてやっていただきたいのと、綿密な連携をしていただきたいというのが私の意見です。

**○教育長（伊藤 哲）**

大越課長、石隈委員の御意見に対して何かありますか。

**○指導課長（大越 茂）**

はい、ありがとうございます。部活動に関しましては、中学校1年生から3年生

まで、異学年の子たちが自分の興味関心に基づいて参加し、その活動を通して自主的・自発的な精神を養うとともに、学校生活をよりよくするものということが目的ということで承知をしております。当然、この部活動指導員の任用に当たりましては慎重に行うとともに、やはり研修というものがきちんと位置づけられております。その研修の機会を通じて、その部活動指導の目的をきちんと共有をさせていただくと。実際、学校に配置されたからには、今度その学校のほうで各学校の校長先生方との管理ということになってまいります。現在、外部指導者ということで、無償でのボランティアの方が市内6中学校に24人携わっていただいております。そういった方々とも各学校では、校長先生がその様子を見ていただいたり、折に触れて面談ではないですけれども、立ち話程度なんですけど、その子どもたちの様子とか、外部指導者の状況について確認をいただいているところでございます。

たしか一昨年あたりですかね、外部指導者の体罰ということも県内でニュースになったところでございますので、折に触れて、各学校にはそういったことも警鐘を促しているところでございます。

**○教育委員（石隈利紀）**

承知しました。

**○教育長（伊藤 哲）**

よろしいですか。そのほかございますか。

櫻井委員。

**○教育委員（櫻井由子）**

御説明ありがとうございました。ほかの委員の方々と同じで、収入が増えたということをお大変喜ばしく感じております。収入は増えましても、出ていくものも、以前ではないもので出ていくということで、この教育相談に関するところなんですけれども、最近全国的に、この辺ですと柏市であるとか守谷市であるとかで設置される学内フリースクール、柏市は市内全部の学校に学内フリースクールということで担当の勉強が教えられるものを配置して、不登校の支援であるとか、あるいは教育相談的なものもできるようなスペースを全部の学内に設けるというような話も聞きました。同じような形で守谷市のほうでも計画しているように、新聞報道等にありました。

この教育相談は、取手市でも力を入れて取り組んでいることですので、今後そういった学内フリースクール、教育相談の中で、不登校あるいはいろいろな問題を抱えた子どもたちが学校には来られるけど教室に入れない。そこのフリースクールの場合だったら、そこにいらっしゃる先生と交流しながらというような、そういった場があってもいいのかなと思ったりしました。取手市は既に子どもと親の相談員ということで、全部の小中学校に相談員の方を有償ボランティアという形で置いてありますが、そういった教員の資格を持った方が、そこに入っていただけることで、フリースクールのような形、つまり子どもたちの勉強のサポートもできるというような形もとれるのではないかなと思います。そういった取組も今後視野に入れていただければなと思います。

それに関連して質問なんですけど、資料の124ページ、土曜日学習支援事業、こちらにも退職された先生方であったり、あるいは教員志望の学生の方であったり、高校生だったりボランティアで参加しているものなんですけど、これは現在どのぐらいの生徒たちがこれに参加しているのかお伺いしたいと思います。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

お答えをいたします。今年度につきましては、3つの会場で約80名の児童が参加をしております。

○教育委員（櫻井由子）

延べ人数ではなくて、80人。

○指導課長（大越 茂）

そうです。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第10号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第10号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第10号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告2、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）

松戸でございます。よろしく申し上げます。報告2、いじめ防止策の取組状況に関する報告について、いじめの再発防止策への対応について、別紙のとおり報告させていただきます。

御手元の資料1ページを御覧ください。本来、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、この2月上旬の開催に向けて準備を進めていたところでしたが、この感染状況、拡大防止策の対応としまして集団型による開催を急遽取りやめました。そこで同協議会の会長、副会長2名、さらに事務局担当職員で今年度の振り返りということで、情報交換会を1月31日、この藤代庁舎で行いました。なお、ここで行われた内容につきましては、この後、いじめ問題対策連絡協議会の委員の方々に書面で郵送する予定となっております。

当日行われた情報交換の内容についてですが、まず1つ目の丸、教育相談主任研修会でのスクールロイヤーによる研修ということで、実はこの研修は令和3年2月に実施しております。令和2年のいじめ問題対策連絡協議会が1月22日に行われたということで、このスクールロイヤーに関する研修を御報告する機会がなかったので、今回改めて報告する機会をいただきました。市にスクールロイヤーが配置され

ているということに関しては特色ある取組で、その内容について会長、副会長に御報告させていただきました。具体的な内容としては、この成果といったところに書かれておりますが、やはり法律の専門家から、具体的な事案をもとに説明をいただいたことが教育相談主任にとっては非常に参考になったといったところ、感想として報告をさせていただきました。また、令和3年度には、実は取手西小学校で県のスクールロイヤーが出前授業を行いました。そのときの様子についても委員の方々に御報告をさせていただきました。

続いて2つ目の丸、全員担任制についてです。令和2年の実施の中で、保護者、生徒、教員の中から様々な視点での御意見をいただき、こちらに書かれている、中学校3年生には進路担当教員、中学校1・2年生には学級事務担当職員を配置しました。この配置した取組状況について、委員の方々に御報告をさせていただきました。窓口が明確になったといったところから、教員が面談の中で聞き取った内容ですが、明確になったということ一つ一つの対応がスムーズになったといったようなことが教員のほうから上がっております。当然、保護者の方からも、相談するときに迷わなくなったというようなお話がありましたが、まだまだ保護者の方々からしますと、担任というようなことが令和2年度はなくなったということで、非常に相談しにくいというようなお気持ちを持たれている方々もいますので、そういったところは今後周知していきたいと思っております。なお、生徒の全員担任制に関する受け止め方については、この2月に中学校の全学年を対象に調査を行っておりますので、また出ましたら報告をさせていただきます。

教育相談部会システムについてです。先月の教育委員会定例会で、教育相談部会4つのポイントというものを御紹介させていただきましたが、こちらをいち早く会長と副会長に御紹介をさせていただきました。やはり会長、副会長からは、学校や学校の先生方がしっかりと取り組んでいるといったことを、いろいろな機会でも市民の皆様へ報告していくことはとても大切なことではないかといった前向きな御意見をいただきました。

2ページは、当日の会長、副会長からいただいた御意見です。副会長からは、他市町村のいじめに関する問題においては、学校だけではなかなか解決できない問題が増えているのではないかとといったところから、やはり地域、警察、関係機関としっかりと連携を図っていくべきではないか。また、先ほどと重複しますが、頑張っている先生方、学校の姿をあらゆる機会を通して市民やPTAの方々にお伝えする必要があるという御意見いただきました。令和4年度の協議会の持ち方についても意見交換をさせていただきました。中でもいじめについてですが、表面化されにくいもの、見えにくいもの、こういったものにどのように対応していくかといったところが、今後しっかりと議論していかなくちゃいけないことだと。そして、学校、地域がどのようにチーム、連携を組んで、こういった課題に対応していくかといったところを、来年度協議していきたいなといったところで御意見をいただきました。

私のほうから御報告を終わります。以上です。

#### ○教育長（伊藤 哲）

報告は以上になります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

#### ○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございました。いじめ防止策は着実に進んでいると思います。2点ほどなんですけど、全員担任制についてということで、中3に進路担当教員、中1・2に学級担当事務教員を配置して、この全員担任制のステップが緩やかにしっかりとしていこうという方針だと思うんですけど、これにした原点は、学級があって担任があってというのではなくて、学校全体という学年全体で子どもの相談に乗りますよということで、その制度に慣れるにはある程度時間がかかると思いますので、その間に出てくる不安というのは、聞きながらも、それに全部対応しようと思わなくてもいいのかなというふうに思います。だから、この前の総合教育会議でもありましたけど、この制度になって救われたという生徒の感想もありましたので、そういうのを目指してつくっているの、どうしても慣れるまではいろいろな不安が出てくるのでということで、繰り返しになりますが、それが1点です。

それから、見えにくいいじめというのは本当に難しく、皆さん御存じのとおりSNSですよ、SNSが広がってから、普通いじめというのは学校とか、学級で力関係でいじめを受けると。諸外国では、休み時間にいじめがあるというのが多くて、日本は学級の間人間関係でいじめがあるという特色があるんですけど、SNSになってからいじめが24時間なんですよ。家に帰ってもほっとできない。SNSで嫌な言葉が飛んでくるというので、よかったです4年度はもう1回、SNSによるいじめの勉強会とか、実態を把握して、子どもたちを守る方法がとればいいのかと思います。以上2点です。

**○教育長（伊藤 哲）**

ありがとうございます。松戸センター長。

**○教育総合支援センター担当課長（松戸孝泰）**

ありがとうございます。今、石隈委員からございました、SNSに関するいじめといったところで、先月の定例会でもタブレットにSTANDBYというものを入れようかといったところでもございましたが、事後報告で申し訳ございませんが、実はもう2月の中旬から導入を開始しております。実際に事業者にオンラインを結んで導入、なぜいじめがいけないのか、またSOSの出し方も含めて講義をいただいた後に、中学校なんですけどもタブレットに入れているという状況です。引き続き、こういった形で見守る体制を強化していきたいと思っています。以上です。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告2の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告2の議事を終わります。

次にその他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

**○教育総務課課長補佐（蛭原康友）**

事務局から2点御報告させていただきます。まず1点目、令和4年第1回取手市議会臨時会についてでございます。今年の2月15日に、第1回の取手市議会臨時会のほうが開催されました。委員さんのほうにはPDFの資料で、議会資料ということで会期日程と議決の結果等をお配りしております。教育委員会関係の議案については一般会計の補正予算、先ほど御説明したものが原案可決となっております。ま

た、そのほか議長・副議長の交代，委員の改選などもございましたので，後ほど御確認をいただければと思います。

続いて2点目，3月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。3月の予定行事報告表のほうがお配りされているかと思えます。現時点での予定はこちらのとおりとなっております。教育委員会定例会，ちょっとまだ日程が未定でございますが，例年，市職員の人事異動の内示があった後に定例会のほう開催させていただいておりますので，また御通知を差し上げますので，御確認をお願いいたします。また例年，茨城県の学校教職員の内示があった後に臨時の教育委員会のほうも開催しておりますので，そちらについてもまた御案内を差し上げますので，よろしくをお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

小中学校の終業式はいつになりますか。

○教育長（伊藤 哲）

大越課長。

○指導課長（大越 茂）

3月24日になります。

○教育長（伊藤 哲）

飯山課長。

○文化芸術課長（飯山貴与子）

教育長，申し訳ございません。先ほどの議案第7号，取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について，少し補足させてください。利用区分に混乱が生じないように，ロビーのみとはどここの部分を示すのかということを知りやすく周知，そしてまた申請する際にロビーの区分はここだというような図面も添付するようにいたしますということを補足させてください。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

大手次長。

○教育次長兼教育総務課長（大手勉志）

私のほうで報告第9号の御説明をした際に，小谷野委員のほうから，下水道未整備の学校の状況について御質問を受けまして，正しくお答えできませんでしたので，改めてお答えしたいと思います。小中学校20校中，下水道未整備の学校は6校ございまして，藤代地区が4校，取手地区が2校です。内訳については，藤代地区が山王小学校，六郷小学校，藤代中学校，藤代南中学校，取手地区が永山小学校と，今回整備予定の永山中学校になります。

○教育委員（小谷野守男）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは，以上で今定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

令和4年第2回教育委員会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。  
午前11時53分閉会